

○水巻町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成9.3.14 制 定

平成14.3.1 一 部 改 正

平成31.1.1 全 部 改 正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人水巻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員、定款第31条に定める委員会委員及びこれに準ずる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1)会長 月額 50,000円

(2)会長以外の役員等については、その職務のため、会議に出席したときは、報酬として月額2,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が会長の依頼により職務のため町外に出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は本人の指定する金融機関口座に振り込みをもって支給する。ただし、本人の希望等により、やむ得ない事情がある場合は、通貨をもって支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。